

# 水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する 告示案等に対する意見募集について



環境省は2024年10月15日付で、「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する告示案」及び「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準の一部改正案」に対する意見募集を行いました。

主な変更案は以下になります。

- ・利用目的の適応性(例:水道1級、水産1級など)から『水浴』を除外
- ・水浴を利用の目的とする場合は、大腸菌数で300CFU/100ml以下とする。
- ・地域の実情に応じて、類型区分された同一の水域において、月単位で区分して季別に類型を指定できる例:4~8月はII類型、9~3月はIII類型など)

当社では、河川などの環境水や多くの排水項目の分析について長年の実績があり、短納期での対応が可能です。

詳しくは、当社排水分析担当者(フリーダイヤル 0120-01-2590)まで、お気軽にお問い合わせください。

資料 [2024年10月15日付 電子政府の総合窓口](#)

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195240060&Mode=0>

を引用して作成

